令和5年度運営指導の結果について

~自主点検表等で点検を実施しましょう~

複数の介護サービス事業所等を運営している事業者におかれましては、 運営指導で指摘となった事項について、全ての介護事業所等に周知し、 情報共有に努めてください。

青森市 福祉部 指導監査課

令和5年度 介護サービス事業者等集団指導

この資料で使用するサービス区分(略称)について

略称	サービス等名称
訪問系	訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系	通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護
短期系	(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護
多機能系	(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
福祉用具	(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売
介護支援	居宅介護支援、介護予防支援
居住系	(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域 密着型特定施設入居者生活介護
施設系	介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
老福	養護老人ホーム、軽費老人ホーム

各ページについて、説明内容が該当するサービス等については、次の例のように大枠・着色で略称を表示しています。 _____

例) 施設系の場合

							MU NY
訪問	通所	短期	多機	福祉	介護	居住	系
系	系	系	能系	用具	支援	系	

令和5年度運営指導実施状況

令和5年度に運営指導を行った介護サービス事業所の**約5割**の事業 所に対して改善報告を求めています。

サービス種別	実施件数	左記の うち 要改善 報告	左記の うち 要報酬 返還
訪問介護	22	12	7
訪問入浴介護	2	0	0
(介護予防)訪問看護	5	2	1
(介護予防) 訪問リハビリテーション	1	1	0
(介護予防) 通所リハビリテーション	3	1	0
通所介護	4	2	0
地域密着型通所介護	6	4	0
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2	1	0
(介護予防)福祉用具貸与	3	3	0
特定(介護予防)福祉用具販売	3	3	0

サービス種別	実施	左記 のうち 要改善	左記の うち 要報酬
	17 93	報告	返還
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	20	8	3
(介護予防) 短期入所生活介護	2	1	0
(介護予防) 短期入所療養介護	4	1	0
介護老人福祉施設	5	0	0
介護老人保健施設	4	1	0
(介護予防)地域密着型介護老人 福祉施設入居者生活介護	2	2	0
居宅介護支援	11	5	1
介護予防支援	3	1	0
合 計	102	48	12

[※] 令和5年6月から令和6年1月実施分

令和5年度主な指摘事項等

項目	解説ページ
高齢者虐待防止に関すること	4
記録の整備(研修)に関すること	5
サービスの提供の記録に関すること	6
居宅サービス計画に関すること	7~8
地域との連携に関すること	9
領収証の交付に関すること	10~11
報酬返還指導事例について	12~18
運営状況の自主点検	19

高齢者虐待防止に関すること

問題点•指導事例



【問題点】

一部の従業者に対して高齢者虐待防止に関する研修を行っていない。

【 指導事例 】

全従業者に対して、高齢者虐待の防止等のための措置として、<u>研修を定期的に実</u> 施すること。

※ 研修を欠席した従業者に対しても、資料配付のみに留めず、別日での研修実施 や個別説明を行い、実施状況が把握できるよう、実施記録を整備することが望ま しい。



以下の取組みが令和6年度から義務付けられています。

<u>※研修の回数は、サービスによって異なります。</u>

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から

- ①虐待防止のための対策を検討する<u>委員会を定期的に開催</u>、その結果を<u>職員へ</u> <u>周知</u>
- ②虐待防止のための<u>指針の整備</u>
- ③全従業者に対して、虐待防止のための**研修を定期的に実施**
- ④虐待防止のための措置を適切に実施するため担当者を置く

記録の整備(研修)

訪問 系	通所 系	短期 系	多機能系	福祉 用具	介護 支援	居住 系	施設 系	老福
---------	---------	---------	------	----------	----------	---------	---------	----

研修記録 (作成例)

令和●年●月●日

	₽₩♥₽♥₽		
所属	氏名		
研修名			
日時	令和●年●月●日、 9:00~ 9:30		
会場	A会議室		
講師	管理者 〇〇 〇〇		
参加者	00, 00, 00, 00, 00, 00,		
研修内容			
備考	欠席者 △△(12/10)、▲▲(12/10)、□□(12/13) ※()内伝達研修実施日		

高齢者虐待防止の研修に限らず、 研修については参加者や実施状 況を記録し、従業者の受講状況 を把握することも大切です。



参加者の記載のほか、 欠席者についての フォロー(いつ、誰 に、どのように対応 したか)を記録

別紙資料1もご覧ください。

サービスの提供の記録

訪問 通所 短期 多機 福祉 介護 居住 施設 系 系 系 能系 用具 支援 系 系

老福

問題点・指導事例

【 問 題 点① 】 (訪問介護のみ)

サービス提供の記録はあるが、一部の<u>通院介助の記録に利用者の心身の状況その</u>他必要な事項を記録していない。

【問題点②】

一部の利用者について、サービス提供の記録の<u>記載漏れがある</u>。

【 指導事例①、② 】

サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。



- ※ 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、 その情報を利用者に対して提供すること。
- ※ サービス提供の完結の日から2年間保存すること。
- ※ ①について、院内介助を行う場合には、病院のスタッフによる院内での介助を得られない状況を確認するため、行ったサービスの内容を記録すること。

居宅サービス計画

問題点・指導事例

【問題点】

一部の利用者に対する居宅サービス計画について、医療系サービスの利用希望があった場合に、<u>主治の医師等の意見を求めていることが確認できない</u>。

【 指導事例 】

訪問看護、通所介護リハビリテーション等の医療系サービスについては、<u>主治の医師又は歯科医師がその必要性を認めたものに限られる</u>ものであることから、これらのサービスを位置付ける場合には、主治の医師等の指示及び留意事項について確認すること。

また、当該意見を踏まえて作成した<u>居宅サービス計画を主治の医師等に交付</u>すること。



医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合の留意点

- ※ 利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求める。
- ※ 意見を求めた主治の医師等に、居宅サービス計画を交付
- ※ 特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの 退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の 医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療系サービスを含む居宅サービス計画を 作成することが望ましい。(令和6年度改正)

居宅サービス計画

					介護			
訪問 系	通所 系	短期 系	多機 能系	福祉 用具	支援	居住 系	施設 系	老福

問題点・指導事例

【問題点】

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者のうち、一部の<u>事業者から</u> 個別サービス計画の提出を受けていない。

【 指導事例 】

居宅サービス計画に位置付けた全事業者から個別サービス計画の提出を求め、居宅 サービス計画と個別サービス計画との<u>連動性や整合性について確認</u>すること。



- ※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた全事業者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要
- ※ 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、 居宅サービス計画を全事業者に交付した時に限らず、必要に応じて行うことが望ましい。

問題点•指導事例

【問題点】

運営推進会議(地域・医療連携推進会議)の開催記録を公表していない。

【 指導事例 】

運営推進会議を開催したときは、ホームページへの掲載、事業所内の備付け等により議事録を公表すること。



- ※ 議事録は、<u>2年間保存</u>すること。
- ※ 記録には開催日時とメンバー氏名及び出欠について必ず記載すること。
- ※ 運営推進会議の議事録については、活動状況の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、市(介護保険課)に提出すること。
- ※ 運営推進会議の記録は、事業所内の窓口やホームページ等への掲載などで公表すること。
- ※ 公表に当たっては、個人情報の取り扱いに十分配慮すること。

領収証の交付

訪問 通所 短期 多機 居住 施設 福祉 系 系 系 能系 介護 系 系 老福 用具 支援

問題点・指導事例

【 問 題 点 】 (施設系以外の介護サービス共通)

- ① 領収証を交付しているが、<u>医療費控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リ</u>ハビリテーション等医療系サービスを併せて利用している者等)か否かの確認を <u>せず</u>、すべての領収証に医療費控除の額を記載している。
- ② 領収証を交付しているが、<u>医療費控除の対象となる利用者の領収証に当該控除</u> <u>の額を記載していない。</u>

【 指導事例①、② 】

利用者に交付する領収証の記載に当たっては、当該利用者の居宅サービス計画に、 訪問看護、訪問リハビリテーション等医療系サービスが位置付けられていることを確 認した上で、領収証に<u>居宅介護支援事業者名(介護予防支援事業者名)及び医療費</u> **控除の額を記載**すること。

別紙資料3もご覧ください。

領収証の交付

 訪問 通所 短期 系 系
 短期 系 系 系
 信祉 用具
 方護 居住 施設 系 系
 本福 有老

医療系サービスと併せて利用していることが確認できるよう、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者においては、以下の点に留意する必要があります。

居宅介護支援事業者等は<u>次のいずれかの方法により</u>居宅介護サービス<u>事業者等に連絡すること</u>。

- ア サービス提供票の欄外等に医療系サービスの利用予定日、事業者名等を記入した上 で居宅介護サービス事業者等に交付
- イ 介護保険給付外サービスについても居宅サービス計画に位置付けるとともに、サービス利用票又は週間サービス計画表等に介護保険給付対象分と区分し保険対象外費用 を記入し、利用者負担額等について説明し同意を得、介護サービス事業者に通知
- ※ 「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」 (H12.11.16老振発第73号:最終改正H30老振発0928第2号・老老発0928第3号)をご確認ください。
- ※ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者が居宅 サービス計画を作成する場合も上記に準じて行います。

報酬算定の自主点検

報酬算定において、解釈誤り等による不正には当たらない誤りなどが確認された場合、最大で過去5年間分について、介護給付費の自主点検を行い、 適正な請求に修正するよう指導します。

報酬算定については、以下の内容を参考に要件等を遵守してください。

- ◆厚生労働省の告示及び留意事項通知を必ず確認し、不明な点は介護保険 課へ確認する。
- ◆市販されている書籍等を活用して理解を深める。
- ◆加算の要件については、年度替わり、事業所の人員体制が変わった場合など、自主点検を行う。
- ◆届出のみならず、加算要件を満たしていることを、事業所自ら説明できるよう書類の整備を行う。

次ページからは、今年度実施した運営指導において介護給付費の自主点検を指導した事例についてです。

(居宅介護支援)

問題点•指導事例

【問題点①】

特定事業所加算を算定しているが、<u>訪問介護員ごとに作成した研修計画に基づく</u> 研修を実施していない。

【 指導事例① 】

特定事業所加算を算定する場合は、<u>すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員ご</u>とに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。



- ① 個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めること。
- ② 毎年度、少なくとも次年度が始まるまでに計画を定めること。
- ※ 管理者は研修目標達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じること。
 - ※ 居宅介護支援における特定事業所加算に係る研修計画も同様とする。

問題点・指導事例

【問題点②】

- ・自家用自動車有償運送の<u>許可を受けていない者</u>が有償運送を行っている。
- ・ぶらさがり許可の更新忘れにより**有効期間が切れた状態**で有償運送を行っている。

【 指導事例② 】

有償運送許可を得ていない者による運送を伴うサービスは、介護報酬の対象とならないため、自家用自動車による有償運送は、許可を得ている者が行うこと。

また、継続してぶらさがり許可による有償運送を行う場合は、期限が切れる1ヶ月前までに更新申請をする必要があるため、適切に管理を行うこと。



2種免許保有者が事業用車以外の自家用自動車を運転し有償運送を行う場合も、 講習受講と有償運送の許可を得る必要があります。

訪問介護事業所の他の訪問介護員等が運転する車両を使用し、<u>身体介護中心型</u>による通院介助を行う場合についても、市(介護保険課)への通院等乗降介助算定に関する届出が必要です。

問題点・指導事例

【問題点③】

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する<u>委員会</u>を3月に1回以上開催していない。
- ② 身体的拘束等の適正化のための<u>指針</u>を整備していない。
- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための<u>研修</u>を年2回以上実施していない。

【 指導事例③ 】

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。



身体的拘束等の適正化のための措置(①~③及び<u>身体的拘束等を行う場合の記録</u>)が講じられていない事実が生じた場合、<u>身体拘束廃止未実施減算</u>の対象となるため、市(介護保険課)に改善計画を提出するなど必要な手続きを行う必要があります。

問題点•指導事例

【問題点④】

- ① 医療連携体制加算を算定しているが、<u>重度化した場合における対応に係る指針</u>を 定めていない。
- ② <u>入居の際に</u>利用者又はその家族等に対して当該指針の内容を<u>説明</u>し同意を得ていない。

【 指導事例④ 】

医療連携体制加算については、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入 居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ること。



重度化した場合における対応に係る指針に盛り込むべき項目としては、

- ①急性期における医師や医療機関との連携体制
- ②入院期間中の当該施設における居住費・食費の取扱い
- ③看取りに関する考え方、本人等との話し合いや意思確認の方法等の看取りに 関する指針

等とし、重要事項説明書に盛り込む又は補足資料として添付することが望ましい。

報酬返還指導事例

問題点•指導事例

【問題点⑤】

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成に当たり、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等の照会を求めることが可能であることや、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等を選定した理由の説明を求めることが可能であることについて、一部の利用者へ口頭による説明のみで行われている。

【 指導事例⑤ 】

介護支援専門員は、利用申込者及びその家族に対し、<u>下記の説明を行う</u>こと。 利用者が介護支援専門員に対して、

- ・複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた<u>居宅サービス事業者等の選定の理由の説明を</u> <u>求めることが可能</u>であること。



説明を行う際には、

- ・<u>文書を交付する</u>こと。
- ・理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。

報酬返還指導事例

その他

サービス等名称	問 題 点	指導事例
訪問介護	一部の利用者について、訪問介護計画を作成せずに報酬を請求している。	訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の 状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって 解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介 護員等が提供するサービスの具体的内容、所要 時間、日程等を明らかにすること。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	夜間支援体制加算(Ⅱ)について、夜間および深夜の時間帯の介護従業者等の配置が加算算定要件を満たしていない月がある。	夜間支援体制加算(II)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定すること。

運営状況の自主点検

利用者に適切なサービスを提供するためには、<u>事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが</u>必要です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自主点検表を作成しています。少なくとも<u>年に1度は点検を実施</u>するようお願いします。

その他

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに 掲載し、定期的に更新しておりますので、事業運営の参考としてください。

※「自主点検表」「運営指導における指導事例」掲載場所

青森市ホームページ (https://www.city.aomori.aomori.jp) ホーム > 福祉・健康 > 事業者のかたへ > 福祉・介護事業者 > 高齢福祉・介護サービス事業 > 指導・監査等